

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

当社は、「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」を以下のとおり制定し、当社自身や役職員のみならず、顧客等が反社会的勢力による被害を受けることを防止し、健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力を金融商品取引及び金融商品市場その他当社が営む業務からの排除を図る。

1. 当社と初めて取引を開始する顧客については、あらかじめ、本人確認を行うことはもとより、反社会的勢力に該当するか否かの審査をあらかじめ行い、当社が該当すると判断した場合には取引の開始を拒絶する。
2. 既存の顧客等について、当社が反社会的勢力に該当すると判断した場合には取引を停止し、原契約を解除する。
3. 反社会的勢力による不当要求があった場合には、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役以下の経営陣が適切に関与し、組織全体として対応する。
4. 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保する。
5. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。
6. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶する。
7. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から適切な法的対応を行う。
8. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、不祥事案を隠ぺいするための裏取引を絶対行わない。
9. 反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。

以上

平成 19 年 5 月 1 日 施行

平成 19 年 9 月 19 日 改正

平成 20 年 9 月 1 日 改正

平成 21 年 7 月 1 日 改正

平成 22 年 10 月 1 日 改正

平成 23 年 10 月 1 日 改正

平成 26 年 1 月 1 日改正